

## 1、専有走行の規定

専有走行とは（イ）自動車メーカーなどが製品のテストあるいはレース等の準備の為に走行する場合、（ロ）自動車関係のクラブ等が集団走行をする場合、（ハ）新聞・雑誌社などが試乗記事を取材する場合、（ニ）広告社映画製作関係者などが、録画・録音または映画・写真等の撮影を行う場合、（ホ）高速体験走行・ドライビングスクールなどを行う場合、など弊社コースを貸し切り使用する時間のことを称します。従って、これら目的以外の使用に付いては「本使用規定」及び「コース使用申込書」、「コース使用料」は適用されず別途契約の締結を要しますので、予めご了承下さい。

## 2、専有走行のお申込み

専有走行をお申込される個人・法人・団体などの事を「主催者」と称します。お申込「主催者」は、予めご利用内容をご提示頂いた上、空き日程・時間をお確かめ頂いた後、弊社所定の申込書書式各欄に必要な事項をご記入の上、お申込をお願い致します。お申込（及び書式のご提出）は事前となります。又、お申込がご利用希望日時の1ヶ月以内の場合は受付できかねる場合がございますのでご了承下さい。お申込内容及び申込書に記載された目的以外のご利用はできません。

## 3、専有走行時間

時 間：午前9時～12時 午後13時～17時

以上の時間外（12時～13時他）のご利用希望は事前のご相談・ご内容により承ります。

## 4、走行車両の制限

トラック・バス・その他重量車・特殊車両等コース路面・施設に著しく影響を与えると判断される車両、コース走行にあたって危険と判断される車両に付いては、走行をご遠慮頂きます。又、ルーフ部に強度を持たせていないオープンカー（オープンカー、タルガトップ、メタルルーフ車など）は弊社が乗員保護装置を設けていると認めている車両以外、ロールバーの装着を義務付けと致します。（車両に付いては事前にご相談下さい）

## 5、お申込の制限

専有希望日3ヶ月前から、仮契約を本契約と致します。

## 6、走行台数の制限

危険を未然に防ぐ為、一時に走行できる車両台数を四輪推奨60台以下、二輪推奨80台以下と致します。又、レースカーなどの高速車両の走行に付いては更に台数制限を行います。カテゴリーによる判断を致しますので、このような場合は事前のご相談をお願い致します。

## 7、音量規制

全ての走行車両の排気音量は最大120dbと致します。又、これを超えない場合でも騒音低減の観点から直管車両の走行は厳禁と致します。走行車両にはサイレンサーを装備する事と致します。

## 8、お申込予約取消し及び変更の際の料率

お申込後、主催者様の都合により取消しをされる場合には以下の取消料（キャンセル料）を頂戴致します。

専有日の3ヶ月前より	定価の30%
専有日の2ヶ月前より	定価の50%
専有日の1ヶ月前より	定価の80%

## 9、不可抗力による走行中止の場合

不可抗力（雪・霧その他自然現象によるコース異常を含む）により、走行不可能な場合は当該部分のお申込を解除し、それによって生じる相互の損害に付いては相互にその賠償の義務を免れるものと致します。但し、走行の可・不可に付いては弊社が判断するものと致します。

## 10、お支払

ご利用料金は、原則各使用日の2ヶ月後までに銀行振込にてお支払をお願い致します。

振込手数料は、主催者の負担でお願いします。

## 11、貸し切り施設

専有走行お申込の際、全域貸し切りを希望される場合、事前にご相談ください。

トヨタ安全運転研修センター・モビリティ・富士レクサスカレッジは含まれません。

## 12、入場規制

レストラン関係者・納入業者・郵便・宅配業者・メンテナンス業者は、営業・施設保守の為、入場します。

守秘の場合、事前協議の上、関係者の入場規制を行えます。

## 13、緊急体制

専有走行時における緊急事態については、監視カメラを含む弊社緊急体制により救助・救援を行います。

## 14、場内における写真等の撮影

弊社場内におけるテレビ・ラジオ・映画・インターネット等の録画・録音・実況放送・写真等の撮影・採録行為は、記録・報道・商業用その他の目的・事由の如何に関らず、予めご連絡・ご相談頂き弊社許可を得たもの以外は禁止致します。

## 15、予約・契約の拒否及び解除

当施設は次に掲げる場合において、当施設の利用予約・契約の締結に応じないものといたします。また、利用予約・契約を締結した後においても、その事実が判明した場合は利用予約・契約を解除するものといたします。

- (1)、主催者または利用者が、暴力団・暴走族等の反社会的勢力の関係企業・団体またはその関係者であると判明した場合
- (2)、過去の当施設の利用において、他の利用者または付近住民に著しい迷惑行為を行ったことが判明した場合
- (3)、当社または当社従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合

## 16、損害賠償

専有ご利用中の弊社コース及び付帯施設・器具・機材・人員等に与えた損害に付いては、主催者に対して損害の相当額を賠償して頂きます。

## 17、会場側の免責

専有ご利用中の事故・事態による主催者の損害に付いて、弊社は一切の責任を負いません。